

意見募集要領

1 意見募集対象

生体電磁環境に関する検討会 先進的な無線システムに関するワーキンググループにおける検討事項等に係る意見募集

2 意見募集の趣旨・目的・背景

「生体電磁環境に関する検討会 先進的な無線システムに関するワーキンググループ」における議論の参考とするため。（別添の報道資料の「趣旨」のとおり。）

3 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課にて配布及び閲覧に供します。

4 意見の提出方法

下記（１）～（３）のいずれかの場合は、「先進的な無線システムに関するワーキンググループにおける検討事項等」に関する意見の提出フォーマット（別添３）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（４）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

また、意見募集に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記（３）により電子メールで提出いただく場合は、（４）の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

（１） 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R又はDVD-R

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

○記録媒体等には、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載したラベルを貼り付けてください。

なお、送付していただいた記録媒体等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（２） FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5914 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

※担当に電話連絡（03-5253-5905）後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： seitai-kento/atmark/soumu. go. jp

(※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は控えていただきますよう、御協力の程よろしくをお願いいたします。）。

やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5Mバイトとなっています。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

5 意見提出期限

平成28年10月28日（金）（必着）

（e-Govを利用する場合は、意見の受付締切終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見募集手続による意見として受け付けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。また、郵送についても、同日必着とします。）

6 留意事項

意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課にて配布及び閲覧に供します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。